

鳥取市議会 2013 年 12 月議会

空き家等の適正管理に関する条例 反対討論

日本共産党 鳥取市議団

最後に、空き家等の適正管理に関する条例についてです。

「鳥取市の空き家対策等基本方針」で述べられているように、空き家問題の背景・要因、課題では、個人の所有権にかかわる諸問題や空き家に対する市民等の認識の低さ、行政的に対応する法令が不十分ということがあります。現実には、危険な老朽化する空き家が増加し、なかなか進展しない諸問題について、解決策を打ち出す必要があります。

そして、これは個人の財産所有権と義務にかかわることであり、所有者等の関係者をはじめ市民への説明、条例施行に必要な規則制定と市民の合意形成の必要など、慎重な検討がさらに必要と考えます。この条例案は来年 4 月に施行するもので、市民の理解を得る期間がありません。

さて、提案された条例案の説明では、今年 4 月に施行した要綱よりも条例化を望む意見が多いというものがありましたが、要綱としてスタートして半年余りです。「強制力がなく、指導助言しかできなかつた」とありますが、成果と課題を明らかにすることが前提ではないでしょうか。そのうえで、「命令・公表・罰則」という強制力が必要なのか、そして管理不全状態の空き家 290 件がどの程度解決できる見通しになるのか資料も提出し、幅広い市民合意を形成していくように、検討が必要と考えます。

また、空き家問題では、個人や親族の間で経済的な問題や所有権をめぐる利害関係で解決できない状態も相当存在すると推察します。解体費の一部支援があっても、残りの費用も相当額を準備できなければ解体できません。パブリックコメントにもそれに似たような実態の解決を求める意見もありますが、「今後の参考とする」という回答では不十分ではないでしょうか。行政がどのように相談、解決していくのか、その支援策も検討し実効ある解決に導くようにとりくむ必要があると考えます。

それから、先日の委員会では、市は解体等の緊急安全措置を取った場合、その費用負担の回収を所有者等に請求できるとした規定に関して、その負担が出来ない場合は、保証人をつけることもありえると説明がありました。どんな人が保証人になれるのか、ない場合はどうするのかなど、所有者等に理解が十分得られるように条例案と規則案を示し、市民の合意形成が必要ではないでしょうか。

最後に、市当局の説明では、空き家問題は「老朽危険空き家」と「空き家の利活用促進」という 2 本の柱によって対応していくとあります。しかし、条例案は管理不完全な状態の空き家に対する「緊急安全措置」を中心としたものであり、利用促進は条例の目的に明記されず、対策はほとんどありません。寄付の受け入れがその対策であれば、条例の中に位置付け、規則で土地・建物の受け入れ条件を定めることを検討すべきではないでしょうか。

以上の意見を申し上げ、議員各位のご賛同をお願いし、討論を終わります。